

安城市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

安城市長 三星 元 人

安城市規則第61号

安城市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

安城市職員の給与の支給等に関する規則（昭和40年安城市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

第6条中第8項を第11項とし、第7項を第10項とし、同条第6項中「第2項から第4項まで」を「第3項から第5項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 8 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 9 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第6条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を削り、「前項に規定する」を「第1項の規定による」に改め、同項に後段として次のように加える。

前項に規定する場合についても、同様とする。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第8条に次の1項を加える。

- 2 通勤距離の計算は、職員の住居から勤務公署に至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

第9条第1項に次の1号を加える。

- (3) 次条第9項第2号又は第3号の職員たる要件を欠くに至った場合

第9条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第10条第1項第1号中「通勤する」を「通勤をする」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に、「交通機関を」を「普通交通機関（新幹線鉄道等の特別急行列車以外の交通機関をいう。以下同じ。）を」に、「交通機関の」を「普通交通機関の」に改め、「とし、その額が55,000円を超えるときは、55,000円」を削り、同項ただし書中「前2項」を「同項」に、「算定される額に」を「算出される額に」に、「これらの規定により算定される」を「当該」に改め、同項各号中「交通機関」を「普通交通機関」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の9項を加える。

- 3 勤務公署を異にする異動又は勤務公署の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員（特定職員に限る。）のうち、当該異動又は勤務公署の移転の直前の住居（当該住居に相当する住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 次のア又はイに掲げる新幹線鉄道等の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる新幹線鉄道等 当該新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうち6月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間に係る定期券の価額を当該期間の月数で除して得た額

イ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる新幹線鉄道等 当該回数乗車券等の通勤21回分(在宅勤務等手当を支給される職員又は交替制勤務に従事する職員にあつては、1月当たりの平均通勤所要回数分)の特別料金等

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

4 前項の「特定職員」とは、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)又は交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認めるものをいう。

5 第3項の「当該住居に相当する住居」とは、勤務公署を異にする異動又は勤務公署の移転の日以後に転居をする場合における次に掲げる住居をいう。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生ずるときの当該転居後の住居であつて、次のア又はイに掲げるもの

ア 当該異動又は勤務公署の移転の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」という。))と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。))とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ 旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

6 第3項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居(当該住居に相当する住居を含む。))からの通勤のため、新幹線

鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（特定職員に限る。）その他同項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものの通勤手当の額の算出について準用する。

7 前項の「当該住居に相当する住居」とは、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居をする場合における次に掲げる住居をいう。

（１）通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

（２）通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生ずるときの当該転居後の住居であつて、次のア又はイに掲げるもの

ア 当該適用の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ 旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が 60 キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

（３）前 2 号に掲げるもののほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

8 第 6 項の「特定職員」とは、次の各号のいずれかに該当する職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上若しくは通勤時間が 90 分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認めるものをいう。

（１）新たに給料表の適用を受ける職員となった者（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする勤務公署に在勤することとなった者

（２）人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする勤務公署に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

9 第 6 項の第 3 項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

（１）配偶者（配偶者のない職員にあつては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3

月 31 日までの間にある子) の住居に転居をしたことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居(特定住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(2) 職員又は配偶者の勤務公署を異にする異動又は勤務公署の移転(配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。)に伴い、配偶者と同居して満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居をした職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該地域の住居に転居をする場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上又は通勤時間が 90 分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。)

(3) 職員又は配偶者の父母(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者に限る。)の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居をした職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居の転居をする場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上又は通勤時間が 90 分以上であり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。)

(4) その他第 3 項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長の定める職員

10 前項第 1 号の「特定住居」とは、同号に規定する転居の日以後に転居をする場合における当該転居の日以後の転居後の住居(以下この項において「転居後の住居」という。)であって、次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生ずるときの転居後の住居であって、次のア又はイに掲げるもの

ア 前項第1号に規定する転居の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における転居後の住居

イ 旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における転居後の住居

（3）前2号に掲げるもののほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

11 前各項の規定により算出される通勤手当の額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、これらの規定にかかわらず、15万円とする。

第11条第3項中「通勤しない」を「通勤をしない」に改める。

第15条の2第2項中「第20条の2第3項第1号」を「第20条の2第3項」に、「は、」を「は、同条第1項の」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 次に掲げる場合には、条例第20条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

（1）条例第20条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

（2）条例第20条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

第20条第7項第1号中「100分の215」を「100分の315」に改め、同項第2号中「100分の102.5」を「100分の150」に改める。

附則第2項及び第3項を削り、附則第4項中「附則第15項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第2項とし、附則第5項を附則第3項とする。

附則第6項中「（新幹線鉄道等以外の交通機関をいう。以下同じ。）」及び「とし、その額が40,000円を超えるときは40,000円」を削り、同項を附則第4項とする。

附則第7項中「附則第5項第2号」を「附則第3項第2号」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第8項を削る。

附則第9項中「附則第5項第3号」を「附則第3項第3号」に改め、同項第1号中「附則第7項又は前項」を「附則第5項」に改め、「（その額が40,000円

を超えるときは、４０，０００円）」を削り、同項第２号中「附則第７項又は前項」を「附則第５項」に改め、同項第３号中「附則第７項又は前項」を「附則第５項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を附則第６項とし、同項の次に次の２項を加える。

７ 新たに給料表の適用を受ける市費負担教員となった者のうち、附則第３項第１号又は第３号に掲げる市費負担教員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当する住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市長が定める市費負担教員に限る。）その他市長が必要があると認める市費負担教員の通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 市長が定めるところにより算出した１か月当たりの特別料金等の額に相当する額

（２）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前３項の規定による額

８ 前４項の規定により算出される通勤手当の額が１５万円を超える市費負担教員の通勤手当の額は、これらの規定にかかわらず、１５万円とする。

附則第１０項中「前５項」を「前６項」に改め、同項を附則第９項とし、附則第１１項を附則第１０項とし、附則第１２項から第１６項までを１項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

１ この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年改正条例附則第４条の規定が適用される間の扶養手当に関する読替え）

２ 令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間は、第６条第１項及び第８項中「条例第１１条第１項」とあるのは、「安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和７年安城市条例第６号）附則第４条の規定により読み替えられた条例第１１条第１項」とする。

（通勤手当に関する経過措置）

３ 改正後の第１０条第７項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた転居について適用する。

４ 改正後の第１０条第８項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

- 5 改正後の第10条第9項第2号及び第3号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以後の転居をしたものを除く。）にも適用する。